

特定非営利活動法人日本歯周病学会会誌賞規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本歯周病学会定款細則第43条の規定により、日本歯周病学会会誌(以下「本会誌」という。)に掲載された論文の中から年毎に優れた論文を表彰するために日本歯周病学会会誌賞(英文名 JSP Journal Award, 以下「本賞」という。)を設け、必要な事項を定める。

(対象論文)

第2条 表彰対象は、当該年の本会誌の1号(3月発行)から4号(12月号発行)までに掲載された総説、原著、臨床報告とする。

(受賞論文数)

第3条 受賞論文数は、毎年2編以内とする。

(選考と決定)

第4条 受賞論文は選考委員会で審査選考し、理事会の議を経て決定する。

- 1 選考委員会の委員長は編集委員長を充て、選考委員長が選考委員会を主催する。選考委員会は9名をもって組織し、選考委員として、編集委員4名および理事・評議員4名を選考委員長が選出し、理事長が委嘱する。
- 2 選考委員の任期は当該年度内とする。
- 3 選考基準は別に定める。

(表 彰)

第5条 受賞論文には賞状と副賞を授与する。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 本賞の副賞は、株式会社モリタのスポンサーシップによる“MORITA Award”とする
- 2 この規程は平成14年4月24日から施行する。
- 3 この規程は平成22年5月13日に一部改正し施行する。
- 4 この規程は平成24年9月22日に一部改正し施行する。
- 5 この規定は平成27年5月14日に一部改正し施行する。
- 6 この規定は令和4年6月2日に一部改正し施行する。

特定非営利活動法人日本歯周病学会会誌賞施行規則

第1条 この規則は、日本歯周病学会会誌賞規程第4条3項の規定により、日本歯周病学会会誌賞の実施に関して必要な事項を定めたものである。

第2条 日本歯周病学会編集委員会で本賞候補論文について各号2編から3編、計10編程度を選考委員会に推薦し、その中から受賞論文を選出する。

第3条 選考委員長および選考委員が所属する講座・診療科などからの論文に対して当該選考委員長および委員は評点に加わらない。

附 則

- 1 この規則は平成14年4月24日から施行する。
- 2 この規則は平成24年9月22日に一部改正し施行する。